

佐賀県訓令甲第2号

本 庁  
現 地 機 関  
労働委員会事務局

佐賀県職員安全衛生管理規程（平成元年佐賀県訓令甲第2号）の一部を次のように改正する。

令和2年3月30日

佐賀県知事 山 口 祥 義

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>目次</p> <p>第1章～第3章 略</p> <p>第4章 健康診断（第25条 <u>第34条</u>）</p> <p>第5章 雑則（第35条・第36条） （職員の責務）</p> <p>第4条 職員は、課及び現地機関の長その他職員の安全及び衛生に携わる者が講ずる職員のための安全及び衛生に関する措置に従わなければならない。</p> <p>（総括安全衛生管理者）</p> <p>第7条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 総括安全衛生管理者は、第9条第1項の安全管理者及び第10条第1項の衛生管理者の指揮をするとともに、次に掲げる事項を統括管理するものとする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 前各号に掲げるもののほか、<u>公務災害を防止するための必要な職務</u>に関すること。</p>	<p>目次</p> <p>第1章～第3章 略</p> <p>第4章 健康診断（第25条 <u>第37条</u>）</p> <p>第5章 雑則（第38条・第39条） （職員の責務）</p> <p>第4条 職員は、<u>自己の健康の確保及び推進に努めるとともに</u>、課及び現地機関の長その他職員の安全及び衛生に携わる者が講ずる職員のための安全及び衛生に関する措置に従わなければならない。</p> <p>（総括安全衛生管理者）</p> <p>第7条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 総括安全衛生管理者は、第9条第1項の安全管理者及び第10条第1項の衛生管理者の指揮をするとともに、次に掲げる事項を統括管理するものとする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 前各号に掲げるもののほか、<u>公務災害の防止並びに職員の安全及び健康を確保するために必要な職務</u>に関すること。</p>

改正前	改正後
<p>(産業医)</p> <p>第13条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 産業医は、次に掲げる事項を行うものとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、職員の健康管理に関すること。</p> <p>(5)～(7) 略</p> <p>5 産業医は、その職務を行うにつき必要があると認めるときは、前項各号に掲げる事項について、職員安全衛生管理者、総括安全衛生管理者及び第2項の規定による選任又は委嘱に係る現地機関の長に対し勧告し、及び衛生管理者に対し指導し、又は助言することができる。</p>	<p>(産業医)</p> <p>第13条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 産業医は、次に掲げる事項を行うものとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>法第66条の8第1項及び第66条の8の2第1項に規定する面接指導並びに法第66条の9に規定する必要な措置の実施並びにこれらの結果に基づく職員の健康を保持するための措置に関すること。</u></p> <p>(3) <u>法第66条の10第1項に規定する心理的な負担の程度を把握するための検査の実施並びに同条第3項に規定する面接指導の実施及びその結果に基づく職員の健康を保持するための措置に関すること。</u></p> <p>(4)・(5) 略</p> <p>(6) 前各号に掲げるもののほか、職員の健康管理に関すること。</p> <p>(7)～(9) 略</p> <p>5 産業医は、その職務を行うにつき必要があると認めるときは、前項各号に掲げる事項について、職員安全衛生管理者、総括安全衛生管理者及び第2項の規定による選任又は委嘱に係る現地機関の長(以下この条において「職員安全衛生管理者等」という。)に対し勧告し、又は衛生管理者に対し指導し、若しくは助言することができる。</p> <p>6 <u>職員安全衛生管理者等は、産業医に対し、法第13条第4項に規定する情報を提供しなければならない。</u></p> <p>7 <u>産業医は、職員の健康を確保するため必要があると認めるときは、職員安全衛生管理者等に対し、職員の健康管理等について必</u></p>

改正前	改正後
<p><u>6</u> 略  (過重労働に係る面接指導)  第36条 職員安全衛生管理者は、法第66条の8第1項の厚生労働省令で定める要件に該当する職員に対し、同項の規定による医師による面接指導を行わなければならない。</p> <p>2 略  (秘密の保持)  第38条 略</p>	<p><u>要な勧告をすることができる。この場合において、職員安全衛生管理者等は、当該勧告を尊重しなければならない。</u></p> <p><u>8 産業医は、第4項各号に掲げる事項をなし得る権限及び当該事項に係る次に掲げる事項に関する権限を有するものとする。</u></p> <p><u>(1) 職員安全衛生管理者等に対して意見を述べること。</u></p> <p><u>(2) 第4項各号に掲げる事項を実施するために必要な情報を職員から収集すること。</u></p> <p><u>(3) 職員の健康を確保するため緊急の必要がある場合において、職員に対して必要な措置をとるべきことを指示すること。</u></p> <p><u>9</u> 略  (過重労働等に係る面接指導)  第36条 職員安全衛生管理者は、法第66条の8第1項及び法第66条の8の2第1項の厚生労働省令で定める要件に該当する職員に対し、同項の規定による医師による面接指導を行わなければならない。</p> <p>2 略  (秘密の保持)  第38条 略  <u>(心身の状態に関する情報の取扱い)</u>  <u>第38条の2 法第104条第2項に規定する職員の心身の状態に関する情報を適正に管理するために必要な事項は、別に定める。</u></p>

附 則

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。